

## 申込資格 その1

★ 申込資格に関する基準日は、  
「受付期間の最終日」現在です。  
(成人の基準日は、入居日(条件成就期限))

### 共通の資格

申込みをされる方は、次の①～⑦の全部にあてはまる必要があります。

- ① 申込者本人が成人であること。
  - ② 申込者本人が広島市内に住所(※)又は勤務場所を有すること。  
※ 広島市内に住民登録があり、現に広島市内に居住していること。  
(DV被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。)
  - ③ 入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内(11、12ページ)であること。
  - ④ 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
  - ⑤ 入居しようとする家族全員が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。
  - ⑥ 入居しようとする家族全員が暴力団員(※)でないこと。  
※ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
  - ⑦ 現在、住宅に困っていること。  
※ 原則として、持ち家のある方(同居しようとする親族に持ち家のある方がいる場合も含む。)は申込みできません。ただし、持ち家を売却予定、競売予定又は除却予定で、期限(10ページ【表2】)までに持ち家の引渡しなどが確認できる場合は、申込みできます。(確認書類については、25ページ参照)  
また、広島広域都市圏外に持ち家がある場合又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みができる場合がありますので、ご相談ください。
- 福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、資格の一部が異なりますので、お問い合わせください。
- 災害により住宅を失った方、又は公共事業で移転をしなければならなくなった方は申込資格が緩和される場合があります。詳しくは各区役所建築課へお問い合わせください。

### 家族(2人以上)で申込みをされる方

- **現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。**  
原則として、夫婦(内縁関係※1及び婚約中※2を含む。)、パートナー又は親子を主体とした家族であること。
- ※1 内縁関係にある方との申込みもできます(基準日において住民票の写しに「未届の夫」又は「未届の妻」と記載され、それぞれ戸籍上の配偶者がいない場合に限り)。)
- ※2 婚約中である方も申込みできますが、期限(10ページ【表2】)までに婚姻の届出を行わなければ入居できません。また、申込後に婚約者が変わったときは失格となります。
- **夫婦(内縁関係を含む。)、パートナーを分離しての申込みはできません。**  
ただし、離婚調停中の方や、公的機関等により、ひとり親世帯又はDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。(詳しくは、10ページ参照)

【表1】

次の条件にあてはまる方は**単身(1人)**で申込みをすることができます。  
 次の①～⑩のいずれかにあてはまり、戸籍上の配偶者がいないこと(⑩を除く。)が必要です。

区 分	二次審査時の必要書類
① 60歳以上の方	
② 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方	身体障害者手帳
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
④ 療育手帳の交付を受けている方	療育手帳
⑤ 戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)の交付を受けている方	戦傷病者手帳
⑥ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方	・医療特別手当証書 ・特別手当証書
⑦ 生活保護法による保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方	・生活保護受給証明書 ・支援給付証明書又は本人確認証(写し)
⑧ 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
⑨ 平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
⑩ DV被害者で次のいずれかに該当する方 ・ 婦人相談所(当該相談所から委託を受けた施設を含む。)における一時保護又は婦人保護施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 ・ 裁判所へ保護命令を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 ・ 配偶者からの暴力の被害を受けていることにつき婦人相談所長等から証明を受けた方	・ 婦人相談所長の証明書 ・ 地方裁判所の保護命令決定書 ・ 公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書
⑪ 犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等 一 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 (例) ①殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合 ②身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合 ③虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合 ・ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者 イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 (例) ①放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合 ②住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 (例) ①詐欺等により住宅が奪われた場合 ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 (例) ①凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合 ニ ストーカー行為により居住することができなくなった者又はつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等により、身の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者	・ 犯罪被害等申告書(本市所定様式) ・ 条件に該当することが確認できる書類(医師の診断書、交通事故証明書、罹災証明書など)  ※ 本市から犯罪等の被害状況等について警察に照会を行います。
※ 夫婦(内縁関係を含む。)、パートナーを分離しての申込みはできません。 ただし、離婚調停中の方や、公的機関によりDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。	